

議案第19号

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「付属物」を「附属物」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から49の項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項から48の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

施設廃止に伴い、記載を削除するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

## （第1条関係）

改正後	改正前
<p>本則・附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 つくば市役所の庁舎、その<u>附属物</u>及び構内</p> <p><u>2—48</u>（略）</p>	<p>本則・附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 つくば市役所の庁舎、その<u>付属物</u>及び構内</p> <p><u>2</u> <u>つくば市東京事務所</u></p> <p><u>3—49</u>（略）</p>

## つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

## （第2条関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—23（略）  <u>24—47</u> （略）	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—23（略） <u>24</u> <u>つくば市荃崎憩いの家</u> <u>25—48</u> （略）